

業務における個人情報の取扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報について、受託者は以下のとおり取扱うこととし、別紙 4 記載の項目について定め、対応内容を遵守することとする。

1 「情報システム」とは

仕様書等に記載の「情報システム」とは、次に掲げる処理を行う仕組みをいう。

- 1.与えられた一連の処理手順に従い、入力した情報の蓄積、編集、加工、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理を電子的に行う処理
- 2.情報共有、通話等の意思伝達を円滑かつ効率的に行う処理
- 3.その他業務の効率化に資する処理

2 「情報システム室」及び「保管施設」とは

仕様書等に記載の情報システム室とは、個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域のことをいう。また保管施設とは、個人情報を記録する媒体を保管するための施設をいう。

1.管理体制の整備

本業務委託における個人情報の管理体制として総括保護管理者、保護管理者、保護担当者、個人情報を取り扱う従業者を定め、名簿化すること。

また、本委託業務上の目的で個人情報を取り扱う場合、従業者は、保護管理者の指示に従い行うこととして定め、順守させること。なお、仕様書及び契約書における、「個人情報を取り扱う従業者」は派遣労働者を含むこととする。

総括保護管理者：個人情報の管理に関する事務を総括する

保護管理者：個人情報の適切な管理を確保する者であり、各部署に一人以上定める

保護担当者：保護管理者を補佐し、個人情報の管理に関する事務を担当する者

2.誓約書について

委託者の求めがあった場合、業務に従事する従業者等からの個人情報の取扱いに関する誓約書を提出すること。

3.廃棄等について

委託業務完了後、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者が指示して当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去若しくは当該媒体の廃棄又は区への返還を行うこと。

特に、個人情報の消去や個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、従業者が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証

明する書類を受け取るなど、受託者は消去及び廃棄が確実に行われていることを確認すること。
また、消去又は廃棄に関する作業報告を委託者へ行い、あわせて廃棄方法、日時等を記録した完了報告書を提出することとする。なお、その方法・頻度・回数については委託者と協議の上決定することとする。

4.アクセス制御について

従業者にアクセス権限を付与する場合、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限とし、従業者に順守させること。

5.第三者の閲覧防止について

受託者は従業者に情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じることとする。

6.メール等の利用について

委託業務内において、個人情報を含むメールの送信を行わないこと。

7.「情報システム室」及び「保管施設」の入退管理について

情報システム室及び保管施設の立入りに係る認証機能を設定し、あわせてパスワード等の管理に関する定めについて、定期又は随時の見直しを行い、セキュリティを保持すること。

8.安全管理上の対応について

- 1.外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合、当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うこと。
- 2.保護管理者は、漏えい等事案が発生した場合、当該事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者及び委託者に報告すること。

9.漏えい等の公表等

個人情報保護法第26条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る個人情報の本人への連絡等の措置を講じること。

10.外国等での取り扱いの禁止について

個人情報は、外国の事業者への提供や外国にあるサーバでの保存、外国のクラウドサービスを利用するなど、外国における取扱いを行わないこと。

注1:外国の事業者とは、海外事業者や外国政府、国際機関なども含まれます。

注2:外国に住所を有する法人でも、日本に事務所を設置している場合や、日本国内で事業活動を行っている場合など、国内でデータベースを事業()の用に供していると認められるときは、「外国にある第三者」に該当しません。(「事業」とは、一定の目的を持って反復継続して遂行される同種の行為であり、かつ社会通念上事業と認められるもの。営利・非営利の別は問わない。)